

第 123 回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

兵庫県明石市松の内 2 丁目 2 番地
ホテルキャッスルプラザ
3階ホール

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件



ジャパンエンジンコーポレーション

〈新型コロナウイルス感染症への対応について〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、本年は株主総会会場へのご来場を見合わせ、書面による議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は、株主総会会場にて種々の感染予防措置を講じる予定でございますので、何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、適宜ご確認賜りますようお願い申し上げます。

※当社ウェブサイト
<https://www.j-eng.co.jp/>

株主各位

兵庫県明石市二見町南二見1番地
株式会社ジャパンエンジンコーポレーション
代表取締役社長 川島 健

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社 第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場所	兵庫県明石市松の内2丁目2番地 ホテルキャスルプラザ 3階ホール （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1. 第123期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第123期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 定時株主総会決議ご通知の発送は取り止め、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

※ 当社ウェブサイト

<https://www.j-eng.co.jp/investors/ir-information.html>



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への安定的な配当を継続的に実施することを重視するとともに、景気の変動に左右されやすい業界内において、経営基盤の強化のために内部留保の充実を図ることは、長期的に株主の皆様の利益に適うものと考えており、収益状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第123期の期末配当につきましては、上記の基本方針および当期の業績ならびに今後の事業展開等の諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は41,927,550円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものであります。
これに伴い現行の定款第45条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 川島健、黒木直文、岩永修、進藤誠二、竹内郁夫、小嶋文稔および松藤稔の7氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** かわしま けん
川島 健 再任

生年月日
1970年8月4日生

所有する当社
の株式数
900株

当社との特別
の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 三菱重工業(株)神戸造船所入社
2007年10月 同社同所船用ディーゼル事業ユニット営業課長
2013年10月 三菱重工船用機械エンジン(株)
船用エンジン事業部営業・SCM推進部次長
2015年4月 同社船用エンジン事業部営業・SCM推進部長
2015年6月 当社取締役
2015年10月 三菱重工船用機械エンジン(株)船用エンジン事業部長
2017年4月 当社常務取締役(営業・調達部門管掌)
2017年6月 当社代表取締役常務取締役(営業・調達部門管掌)
2018年6月 当社代表取締役社長(現任)

選任理由

川島健氏は、代表取締役社長として経営全般を統括し、当社グループの業績向上を牽引する原動力となっております。引き続き、その豊富な見識に裏打ちされた高い経営手腕を発揮いただくことが、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **2** くろぎ なおふみ
黒木直文 再任

生年月日
1957年8月23日生

所有する当社
の株式数
500株

当社との特別
の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 三菱重工業(株)本社入社
2009年9月 同社神戸造船所総務部長
2012年4月 (株)春秋社関西支店部長
2013年3月 当社取締役管理本部長代理
2014年6月 当社取締役管理本部長
2015年4月 当社取締役営業本部長
2015年6月 当社代表取締役常務取締役営業本部長
2017年4月 当社代表取締役常務取締役(管理部門管掌)(現任)

選任理由

黒木直文氏は、長年にわたり管理部門の責任者を務め、また、取締役としても、業務に精通しております。引き続き、同氏の豊富な経験・実績・見識を経営の監督に活かすことが、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **3** いわなが おさむ
岩永 修 再任

生年月日
1964年9月6日生

所有する当社の株式数
200株

当社との特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1990年2月 神戸発動機(株) (現(株)ジャパンエンジンコーポレーション) 入社
2013年10月 当社生産本部製造部長兼生産計画課長
2014年10月 当社生産本部製造部長
2017年4月 当社執行役員工場長
2017年6月 当社取締役執行役員工場長 (現任)

選任理由

岩永修氏は、長年にわたり製造部門の責任者を務め、ものづくりに関する高度で専門的な知識を有しております。引き続き、同氏の豊富な経験・実績・見識を経営の監督に活かすことが、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **4** しんどうせいじ
進藤誠二 再任

生年月日
1962年1月27日生

所有する当社の株式数
300株

当社との特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 三菱重工業(株)入社
2013年4月 同社ディーゼル部次長
2015年4月 三菱重工船用機械エンジン(株) 船用ディーゼル事業部副事業部長
2017年4月 当社設計統括部長
2017年7月 当社執行役員設計統括部長
2019年6月 当社取締役 (技術部門管掌) (現任)

選任理由

進藤誠二氏は、長年にわたり技術部門の責任者を務め、当社技術力の飛躍的向上にも多大なる貢献をしております。引き続き、同氏の豊富な経験・実績・見識を経営の監督に活かすことが、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号 **5** たけうちいくお
竹内郁夫 再任 社外

生年月日
1952年2月21日生

所有する当社の株式数
0株

当社との特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 (株)赤阪鐵工所入社
2004年1月 同社営業グループ部長
2004年7月 同社営業本部本部長代理
2005年4月 同社営業本部副本部長
2006年6月 当社取締役営業本部長
2012年7月 当社取締役執行役員営業本部長
2016年7月 同社顧問 (現任)
2017年6月 当社取締役 (現任)

選任理由

竹内郁夫氏は、船用エンジン業界における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役として、客観的な立場で経営全般を適切に監督いただいております。同氏からの助言・提言を引き続き経営に活かすことは、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

こじまふみとし
小嶋文稔

再任 社外 独立役員

生年月日

1946年1月15日生

所有する当社
の株式数
0株

当社との特別
の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1968年 4月 石川島播磨重工業(株)入社
1993年 7月 同社愛知工場工作部長
1999年 7月 同社同工場長
2001年 7月 同社理事兼技術開発本部副本部長
2003年 6月 (株)ディーゼルユナイテッド代表取締役社長
2010年 6月 同社顧問
2011年 8月 フジ産業(株)顧問 (現任)
2018年 6月 当社取締役 (現任)

選任理由

小嶋文稔氏は、経営者としての豊富な経験や、優れた見識を有しており、当社の社外取締役として、客観的な立場で経営全般を適切に監督いただいております。同氏からの助言・提言を引き続き経営に活かすことは、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

つじもとけんいち
辻本謙一

新任 社外 独立役員

生年月日

1955年12月30日生

所有する当社
の株式数
0株

当社との特別
の利害関係
なし

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 (株)デサント入社
2004年 4月 同社第一事業部 事業企画部長
2007年 4月 同社執行役員コーポレート企画室長
2011年 4月 同社取締役人事・総務室長
2017年 4月 同社取締役常務執行役員 最高財務責任者 (CFO)
兼スタッフ管掌
2019年 6月 同社取締役退任
現在に至る

選任理由

辻本謙一氏は、(株)デサントにおいて、コーポレート部門の責任者や取締役として、経営の執行・監督に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏からの助言・提言を経営に活かすことは、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 竹内郁夫、小嶋文稔および辻本謙一の3氏は、社外取締役候補者であります。
2. 竹内郁夫氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間、小嶋文稔氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
3. 当社は、竹内郁夫、小嶋文稔の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としており、本総会において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、小嶋文稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 辻本謙一氏の選任が承認された場合、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額といたします。
6. 辻本謙一氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 高木恒人および渡部健司の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	まつ い かつんど 松井克人	新任	社外	生年月日 1967年4月9日生	所有する当社 の株式数 0株	当社との特別 の利害関係 (注)3
-----------	---	-------------------	----	----	--------------------	----------------------	-------------------------

略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年4月	(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
1997年10月	同行審査第一部 部長代理
2001年4月	同行法人審査第三部(大阪) 審査役
2001年10月	同行玉造法人営業部 部長代理
2003年7月	同行玉造法人営業部 融資オフィサー
2006年4月	同行神戸法人営業第二部 与信グループ長
2013年4月	同行法人審査第二部 上席審査役
2015年4月	同行姫路法人営業部 部付部長
2017年4月	同行監査部(大阪) 上席考査役(現任)

選任理由

松井克人氏は、(株)三井住友銀行において、営業部門や監査部門を歴任し、豊富な企業経験と高い見識を有しております。当社経営に対し、同氏から、有益なご意見をいただくことは、監査体制の強化に繋がり、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、社外監査役候補者としました。

候補者 番号	2	あり た あきら 有田 朗	新任	社外	生年月日 1965年2月24日生	所有する当社 の株式数 0株	当社との特別 の利害関係 (注)4
-----------	---	------------------	----	----	---------------------	----------------------	-------------------------

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年4月	三菱重工業(株)高砂製作所入社
2008年4月	同社本社社長室企画部事業グループグループ長
2012年4月	同社原動機事業本部企画管理部次長
2014年4月	三菱日立パワーシステムズ(株)経営総括部企画管理部次長
2019年6月	三菱重工業(株)パワードメイン経営管理総括部企画管理部長
2019年10月	同社パワードメイン経営管理総括部長
2020年4月	同社エナジードメイン経営管理総括部長(現任)

選任理由

有田朗氏は、三菱重工業(株)などにおいて、コーポレート部門の責任者を歴任し、豊富な企業経験と高い見識を有しております。当社経営に対し、同氏から有益なご意見をいただくことは、監査体制の強化に繋がり、当社グループの持続的な発展と企業価値の向上に資すると判断し、社外監査役候補者としました。

(注)1. 松井克人および有田朗の両氏は、社外監査役候補者であります。

2. 松井克人および有田朗の両氏の選任が承認された場合、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額といたします。
3. 松井克人氏は当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社三井住友銀行の業務執行者であります。
4. 有田朗氏は当社の特定関係事業者(主要な取引先)である三菱重工業株式会社の業務執行者であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が続きましたが、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速や、年度末にかけての新型コロナウイルス感染症拡大「コロナショック」も加わり、世界経済は急激に停滞し、先行き不透明な状況で推移しました。

こうした経済情勢下、当社グループと関連性の高いわが国海運・造船業界においては、海運会社が各種環境規制や燃料動向見極めのため、新造船発注を抑制していた最中に、経済活動が停滞し、人や物の動きが制限されるコロナショックが同時到来したため、より一層、市場環境のボラティリティは高まっております。

また、新造船発注が低迷している状況下、造船業界においても、需要回復や船価改善も遅れており、引き続き、厳しい事業環境が継続するものと考えます。

このような状況下にあって、当社グループは、主力製品である船用内燃機関（主機関）の積極的な営業活動を展開し、一定量の受注実績を積み上げるとともに、TierⅢ環境規制に対する新規ビジネスの取り組みや他製品向けの取り込み工事の安定受注等を推進しました。また、主機関のアフターサービス事業の受注も堅調に進め、PMI（Post Merger Integration）総仕上げとしての拠点集約などの事業構造改革も継続的に推進することで、所期の見込みを上回る営業利益を確保しております。

当連結会計年度の業績数値につきましては、船用内燃機関（主機関）の売上高は35億4千8百万円となりました。修理・部品等は、66億3百万円であり、全体としては、101億5千1百万円となりました。損益面では、営業利益は、2億1千1百万円、経常利益は、1億7千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、3億5千7百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における主な内容は、開発・アフターサービスの機能強化に資する拠点集約と船用内燃機関の生産に係る設備投資であり、総額は9億6千9百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当期においては、取引銀行との間で、シンジケートローン締結し、今後の事業規模拡大を見通した運転資金として、15億円を長期借入で調達しました。また、市場環境におけるボラティリティの高まりを勘案し、資金調達の効率性・安定性を盤石とするべく、取引銀行との間で、総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におきましては、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループの2021年3月期の通期業績予想につきましては、今期と比較して、増収・増益となる、売上高116億円、営業利益2億3千2百万円、経常利益1億9千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億7百万円を見込んでおります。2017年4月の事業統合以来、PMIを推進し、事業構造改革を進めておりましたが、開発・サービス部門を、本社エリアに拠点集約することで、総仕上げが完了しました。2021年3月期からは、この成果を刈り取って、持続的に発展を遂げていく計画であり、このために、主に以下の取り組みを進めてまいります。

① 主機関

・環境規制の強化をビジネスチャンスと位置付け、UEエンジンの次世代省エネ、環境規制対応技術を積極的にアピールし、攻めの経営を展開してきております。この姿勢は、今後も継続するとともに、2021年3月期は、この成果として、受注を積み重ねてきた主機関を製造していく年度になることから、増産体制への移行を確実なものとして行きます。

② 部品・修理等

・サービス事業においては、売上増と減の要素が拮抗するものの、現状は、堅調な受注、売上を継続しております。具体的には、売上増の要素としては、硫黄分濃度規制に適合した新しい燃料油（適合油）の利用開始により、予備品の需要が拡大するなど、改造需要は旺盛です。売上減の要素としては、減速運転や、CBM（Condition Based Maintenance）推進により、メンテナンスの需要が減少となります。また、新型コロナウイルス感染症により、海外への渡航が制限され、工事の一部で、延期がみられましたが、当社グループの業績に与える影響は軽微です。

・サービス事業では、2017年4月の事業統合以来、事業構造改革の取り組みを推進しており、販売チャンネルの再構築、在庫管理の徹底、業務プロセスの効率化なども進めております。今後、主機関の増産を進めることで、サービス事業の更なる拡大に繋げていきます。

・ライセンス事業の展開としては、日本および中国におけるライセンシーの受注・製造・アフターサービスを全面的に支援しております。中国ライセンシーでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防

止に向けた取り組みとして、生産活動が停滞していた時期もございましたが、現状は既に再稼働しており、当社グループの業績に対する大きな支障は、足元では発生しておりません。

- ・主機関以外の他製品向け工事の分野では、主機事業の操業を勘案しつつ、他製品向け工事を計画的に取り込むことで、当社グループ工場内における操業を常に最適な状態に保ち、経営資源から産み出される価値の最大化を目指していきます。

③ 事業構造改革の推進

- ・本社エリアに、新社屋・新倉庫が完成することで、開発・サービス部門を本社エリアに移転・集約することが可能となりました。拠点集約で、経営資源を集中することで、業務効率化と、バリューチェーンの更なる機能強化を目指します。
- ・これにより、「開発、設計、製造、販売、サービスの一貫体制」が実現しました。今後の事業規模拡大やESG経営の推進に備え、経営基盤を、より強固にしていきます。

④ 研究開発の推進

- ・日の丸ライセンサーである当社グループの誇る研究開発能力は、製品の競争力を維持し、事業を伸長させていくための重要な経営資源として位置付けております。
- ・これを活用し、短期レンジでは、環境規制（TierⅢ）や、EEDI規制を視野に入れ、製品の競争力強化に資する新型エンジンの市場投入や、差別化新技術の競争力強化等を推進していきます。

※EEDI規制：1トンの貨物を1マイル運ぶ際に排出されるCO₂量を規制するもの。

EEDIとは、Energy Efficiency Index / エネルギー効率設計指標を意味する。

- ・中長期レンジでは、GHG（温室効果ガス）削減、脱炭素社会実現に向け、カーボンフリー代替燃料の試験研究など、先進的な各種取り組みを、戦略的に展開中です。
- ・こうした研究開発の取り組みと併せ、ESG経営を徹底し、SDGs達成への貢献を進めていきます。

(9) 財産および損益の状況

区分	第120期	第121期	第122期	第123期
	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 10,151
経常利益 又は経常損失(△)	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 174
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は当期純損失(△)	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 357
1株当たり 当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	—円—銭	—円—銭	—円—銭	128円03銭
総資産	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 16,996
純資産	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 5,800
1株当たり 純資産額	—円—銭	—円—銭	—円—銭	2,075円13銭

(注) 第123期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第122期以前の各数値は記載しておりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
シンパツサンライズ株式会社	10	100	鉄工に関する請負、清掃および警備請負、労働者派遣等

(注) 当社は、2019年4月1日付でシンパツサンライズ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

- ① 船舶用ディーゼル機関ならびにその関連附属装置の開発、設計、製造、修理、販売およびライセンス業務
- ② 鋳鍛造品ならびに鉄工各種産業機械用ロボット、各種梱包機械および同関連装置等の設計、製造、修理、販売
- ③ 鉄工に関する請負、清掃および警備請負、労働者派遣等

(12) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本社および工場 本社・工場 兵庫県明石市二見町南二見1番地
開発 兵庫県神戸市
支社 東京支社 東京都港区
営業所 今治営業所 愛媛県今治市

(注) 2020年4月1日付で開発・サービス部門（神戸市）を本社・工場（明石市）へ集約しております。

② 子会社

シンパツサンライズ株式会社 兵庫県明石市

(13) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
321名	一名

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務取締役、顧問および請負作業者は含まれておりません。
2. 第123期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306名	4名増	41.0歳	8.1年

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務取締役、顧問および請負作業者は含まれておりません。
2. 2017年4月、三菱重工マリンマシナリ株式会社(旧三菱重工船用機械エンジン株式会社)から吸収分割契約により、船用ディーゼルエンジン事業を継承しております。平均勤続年数の算出にあたり、本事業の継承に伴って増加した従業員は、当社での勤務を開始した日を、勤続年数の起点としております。

(14) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	期末借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	838
株式会社三菱UFJ銀行	707
株式会社みなと銀行	488
株式会社みずほ銀行	357
三井住友信託銀行株式会社	240
株式会社十八銀行	156

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年4月1日付でシンパツサンライズ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,800,000株
(自己株式 4,830株を含む)
- (3) 株主数 1,605名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
三菱重工業株式会社	414,500	14.8
株式会社名村造船所	280,000	10.0
株式会社シーケービー	159,100	5.6
株式会社カナックス	145,500	5.2
株式会社新来島どっく	124,500	4.4
株式会社商船三井	99,600	3.5
株式会社赤阪鐵工所	75,000	2.6
浜口誠昭	73,800	2.6
株式会社山田クラブ21	71,800	2.5
株式会社三井住友銀行	50,000	1.7

(注) 持株比率は、自己株式（4,830株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	川島 健	
代表取締役常務取締役	黒木 直文	管理部門管掌
取締役	岩永 修	執行役員工場長
取締役	進藤 誠二	技術部門管掌
取締役	竹内 郁夫	株式会社赤阪鐵工所顧問
取締役	小嶋 文稔	フジ産業株式会社顧問
取締役	松藤 稔	三菱重工工業株式会社パワードメイン原子力事業部原子力企画管理部長兼経営管理総括部主幹部員
常勤監査役	高木 恒人	
監査役	渡部 健司	今造船株式会社常務取締役常務執行役員 人事総務本部長兼広報担当
監査役	藤田 正樹	株式会社オーグス総研取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問

- (注) 1. 当事業年度中に就任した役員は次のとおりであります。
2019年6月27日開催の第122回定時株主総会において、進藤誠二および松藤稔の両氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役である竹内郁夫、小嶋文稔および松藤稔の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役 小嶋文稔氏は、その経歴を通じて培われた経営全般に関する知見を有しており、当社の経営全般に対して監督と助言を行っていただけると判断しており、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役である高木恒人、渡部健司および藤田正樹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役 高木恒人および藤田正樹の両氏は、その経歴から幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言および監査を行っていただけると判断しており、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。
取締役 清水道生、近藤潤二および柴田健の3氏は、2019年6月27日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度末日後に生じた取締役および監査役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
		変更後	変更前	
取締役	松藤 稔	三菱重工工業株式会社 原子力セグメント企画管理部長	三菱重工工業株式会社 パワードメイン原子力事業部 原子力企画管理部長兼 経営管理総括部主幹部員	2020年4月1日
監査役	藤田正樹	株式会社オーグス総研 顧問 大阪瓦斯株式会社 参与	株式会社オーグス総研 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問	2020年4月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	74百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15百万円 (15百万円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	89百万円 (17百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役および監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第109回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は月額200万円以内と決議いただいております。
 3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
 (取締役200万円、監査役0万円)
 4. 上記報酬等の額のほか、2019年6月27日開催の第122回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役2名に対して270万円の役員退職慰労金を支給しております。
 また、同株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、取締役4名に対して600万円(うち社外取締役2名0万円)、社外監査役3名に対して400万円を当事業年度中に支給しております。
 5. 上記支給人員には、無報酬の社外取締役2名は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先および兼職内容
社 外 取 締 役	竹 内 郁 夫	株式会社赤阪鐵工所顧問
	小 嶋 文 稔	フジ産業株式会社顧問
	松 藤 稔	三菱重工業株式会社パワードメイン原子力事業部原子力企画管理部長兼経営管理総括部主幹部員
社 外 監 査 役	渡 部 健 司	今治造船株式会社常務取締役常務執行役員人事総務本部長兼広報担当
	藤 田 正 樹	株式会社オーグス総研取締役会長 大阪瓦斯株式会社顧問

- (注) 1. 三菱重工業株式会社、今治造船株式会社および株式会社赤阪鐵工所と当社の間には、営業取引、資本関係を有しております。
 2. フジ産業株式会社、株式会社オーグス総研および大阪瓦斯株式会社と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	竹内 郁夫	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 5 回に出席しております。 船用工業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	小嶋 文稔	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 5 回に出席しております。 総合重工業メーカーでの経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	松藤 稔	取締役就任後開催の取締役会 5 回のうち 4 回に出席しております。 総合重工業メーカーでの経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
社外監査役	高木 恒人	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回に出席し、また当事業年度開催の監査役会 6 回のうち 6 回に出席しております。 製造および運輸業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	渡部 健司	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 5 回に出席し、また当事業年度開催の監査役会 6 回のうち 6 回に出席しております。 造船業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。
	藤田 正樹	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 5 回に出席し、また当事業年度開催の監査役会 6 回のうち 6 回に出席しております。 エネルギー業界での経験を踏まえて、実務家としての見地から、意見の表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概況

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会・社内関係部署および会計監査人から必要な資料・報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について妥当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・算定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決議に基づき、当該議案を株主総会に上程いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に対する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。

当社は連結財務諸表提出会社となったことに伴い、2019年11月6日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議致しました。これに基づき「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。改定後の内容及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、健全な社会規範の下に職務を遂行するため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを徹底する。さらに監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会が定めた監査方針及び計画に基づき取締役の職務の執行の適法性を定期的に監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要事項については社内稟議規程に基づいて稟議書を作成し、これを保存・管理する他、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理体制を構築するための経営危機管理に関連して、当社グループ全てに適用する「リスク管理規定」を定め、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに重大な経営危機が生じた場合には、直ちに対策本部を設置して対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会の監督のもと取締役・監査役による経営会議を定期的で開催して、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる人材を登用するため、従来より取締役任期は1年とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・定款を遵守し、健全な社会規範の下に職務を遂行するため、「コンプライアンス規程」を定め、当社の使用人に対し、社会規範、各種法令、就業規則及びその他諸規定の遵守について周知徹底する。また、内部監査室を設置して、内部統制システムを構築し、定期的な監査によりチェック・指導及び改善を行う体制をとっている。

(6) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社は、「コンプライアンス規程」等に基づき、グループ会社全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、必要に応じて管理を行う。なお、当社グループの経営については、当社から取締役および監査役を派遣し、当社の子会社の経営執行をモニタリングの上、子会社の業務の適正を確保する。また、当社はグループ会社より業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に受ける。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くとともに、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行うことにより、当該スタッフの取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

当社グループの取締役及び使用人、子会社の監査役は、当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要事項や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等については、法令に従い、当社の監査役に報告する。また、内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を当社の監査役に報告する。

(10) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人、子会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの取締役・監査役及び使用人に周知徹底する。

(11) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその仕事の遂行について、当社に対し費用の前払等の請求をした時は、担当部門において稟議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。監査役の仕事の執行について生ずる費用等を確保するため、毎年一定額の予算を設ける。

(12) 監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人にその説明を求めることとする。監査役は、代表取締役社長と定期的に面談を行い、意思の疎通及び意見交換を実施する。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本的な考えとしている。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、コンプライアンス宣言及び規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、不当要求等があった場合には、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に努める。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、前記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に基づき、会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、当社の監査役会は取締役の職務の執行の適法性を定期的に監査しております。

また、内部統制システムを構築し、「コンプライアンス規定」を定め、当社グループの役職員に対し、遵守すべき各種法令、定款及び諸規定等の周知徹底を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み

当社は、各種法令・規程に基づいて作成された稟議書等の重要事項に関する情報及び取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理しており、取締役及び監査役の要請があれば、随時提供をしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

当社グループは、現在及び将来に係るリスクについて、「リスク管理規定」に基づき、リスクの低減、危機の未然防止を図っており、情報の共有も行っております。

また、「リスク管理規定」の見直しを実施し、都度、当社グループへ周知徹底を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

当社グループでは、取締役会の監督のもと、経営会議を定期的に開催し、業務執行上の基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行い、取締役の職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

当社は、当社の子会社へ取締役及び監査役を派遣し、経営状況の把握に努めております。また、子会社から業務執行状況及び財務状況等の報告を定期的に受けております。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその独立性・実効性の確保への取り組み

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査役スタッフを配置しております。

また、監査役スタッフは取締役の指揮命令系統から外れ、監査役の指揮下に置かれる体制を整備しており、その旨を当社役職員へ周知徹底しております。

(7) 監査役への報告体制及び監査役への報告を理由として不利益な扱いを受けない体制に関する取り組み

当社グループに係わる重要事項や重大な損害の事実等について、情報交換の機会を設けることや情報システムの構築等により、監査役へ報告する体制を整備しております。

また、内部監査室は、内部監査の実施状況及び結果を定期的に監査役へ報告しております。

尚、当社グループでは、監査役への報告を理由として不利益な扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社グループの役職員へ周知徹底しております。

(8) 監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務処理に関する取り組み

監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務処理に関しては、担当部門で精査し、速やかに処理しております。

また、毎年一定額の予算を設けております。

(9) 監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための取り組み

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、稟議書等その他業務執行に関する重要な文書を閲覧しており、取締役会や使用人は、監査役の要請があれば、その都度、説明を行っております。

さらに、当社の代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見及び情報交換を行い、連携の強化に努めております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況に関する取り組み

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、兵庫県企業防衛対策協議会に加盟しており、定期的な会合等への参加を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・外部専門機関と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

また当社グループでは、これらの情報の管理・共有・発信を行っており、必要に応じて取引先等の属性を確認し、契約書等には反社会的勢力の排除条項を導入し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

備 考

この事業報告に記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,151,972
売上原価		7,794,244
売上総利益		2,357,727
販売費及び一般管理費		2,145,875
営業利益		211,851
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,314	
為替差益	3,261	
その他	3,334	10,909
営業外費用		
支払利息	29,069	
支払手数料	18,806	
その他	780	48,656
経常利益		174,105
特別利益		
負ののれん発生益	56,685	
固定資産売却益	13,183	
その他	1,916	71,785
特別損失		
固定資産除却損	7,579	
事務所移転費用	53,165	
その他	758	61,503
税金等調整前当期純利益		184,386
法人税、住民税及び事業税	81,285	
法人税等調整額	△ 254,775	△ 173,489
当期純利益		357,876
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		357,876

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	2,215,000	1,709,750	1,652,401	△ 8,023	5,569,128
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 41,925		△ 41,925
親会社株主に帰属する 当期純利益			357,876		357,876
自己株式の取得				△ 43	△ 43
自己株式の処分			△ 8	154	145
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	315,942	110	316,052
2020年3月31日残高	2,215,000	1,709,750	1,968,344	△ 7,913	5,885,181

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	50,574	△ 448	△ 20,957	29,169	5,598,297
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 41,925
親会社株主に帰属する 当期純利益					357,876
自己株式の取得					△ 43
自己株式の処分					145
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△ 49,767	△ 1,493	△ 62,737	△ 113,998	△ 113,998
連結会計年度中の変動額合計	△ 49,767	△ 1,493	△ 62,737	△ 113,998	202,054
2020年3月31日残高	807	△ 1,941	△ 83,694	△ 84,828	5,800,352

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,627,918	流動負債	7,538,108
現金及び預金	3,800,575	支払手形	466,430
受取手形	511,625	電子記録債務	1,594,667
電子記録債権	310,315	買掛金	943,707
売掛金	2,779,828	1年内返済予定の長期借入金	443,000
製品	871,978	リース債務	146,565
仕掛品	2,231,282	未払金	944,468
原材料及び貯蔵品	2,021,563	未払費用	558,610
前払費用	18,538	未払法人税等	94,644
その他	82,507	前受金	1,095,205
貸倒引当金	△ 296	賞与引当金	78,702
固定資産	4,305,752	製品保証引当金	53,625
有形固定資産	3,552,336	受注損失引当金	1,092,000
建物	2,105,851	その他	26,482
構築物	252,163	固定負債	3,570,129
機械及び装置	269,789	長期借入金	2,596,000
車両運搬具	562	リース債務	690,206
工具、器具及び備品	87,967	退職給付引当金	188,916
土地	90,612	資産除去債務	88,359
リース資産	658,746	その他	6,646
建設仮勘定	86,641	負債合計	11,108,237
無形固定資産	207,287	純資産の部	
ソフトウェア	34,545	株主資本	5,826,567
電話加入権	5,521	資本金	2,215,000
水道施設利用権	636	資本剰余金	1,709,750
リース資産	110,683	資本準備金	1,709,750
特許権	50,000	利益剰余金	1,909,730
ソフトウェア仮勘定	5,900	利益準備金	145,500
投資その他の資産	546,129	その他利益剰余金	1,764,230
投資有価証券	108,411	研究開発積立金	250,000
関係会社株式	16,070	繰越利益剰余金	1,514,230
繰延税金資産	400,692	自己株式	△ 7,913
破産更生債権等	8,149	評価・換算差額等	△ 1,134
その他	20,955	その他有価証券評価差額金	807
貸倒引当金	△ 8,149	繰延ヘッジ損益	△ 1,941
資産合計	16,933,670	純資産合計	5,825,433
		負債純資産合計	16,933,670

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,149,065
売上原価		7,860,670
売上総利益		2,288,395
販売費及び一般管理費		2,077,993
営業利益		210,402
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,314	
為替差益	3,261	
雑収入	3,204	10,779
営業外費用		
支払利息	29,069	
支払手数料	18,806	
雑損失	681	48,557
経常利益		172,624
特別利益		
投資有価証券売却益	208	
固定資産売却益	13,183	13,391
特別損失		
固定資産除却損	7,579	
事務所移転費用	53,165	
その他	758	61,503
税引前当期純利益		124,512
法人税、住民税及び事業税	80,790	
法人税等調整額	△ 255,534	△ 174,744
当期純利益		299,257

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		研究開発 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	1,256,901	1,652,401
当期変動額							
剰余金の配当						△ 41,928	△ 41,928
当期純利益						299,257	299,257
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	257,328	257,328
当期末残高	2,215,000	1,709,750	1,709,750	145,500	250,000	1,514,230	1,909,730

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 7,869	5,569,282	50,574	△ 448	50,126	5,619,408
当期変動額						
剰余金の配当		△ 41,928				△ 41,928
当期純利益		299,257				299,257
自己株式の取得	△ 43	△ 43				△ 43
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△ 49,767	△ 1,493	△ 51,260	△ 51,260
当期変動額合計	△ 43	257,285	△ 49,767	△ 1,493	△ 51,260	206,024
当期末残高	△ 7,913	5,826,567	807	△ 1,941	△ 1,134	5,825,433

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鎌 田 修 誠 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西 村 仁 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャパンエンジンコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンエンジンコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 佐藤 眞 治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鎌 田 修 誠 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西 村 仁 志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンエンジンコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

株式会社ジャパンエンジンコーポレーション 監査役会

2020年5月26日

常勤監査役（社外監査役）高 木 恒 人 ㊞

監査役（社外監査役）渡 部 健 司 ㊞

監査役（社外監査役）藤 田 正 樹 ㊞

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図



所在地

〒673-0016 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテルキャッスルプラザ 3階ホール

TEL : 078-927-1111



交通

新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約3分

(在来線でお越しの方は東口改札をご利用ください。)

